

制定 2026 年 10 月 1 日
株式会社ジャックス

採用活動におけるハラスメント防止に関するガイドライン

弊社は、厚生労働省の指針に基づき、以下の通り採用活動におけるガイドラインを定め、就職活動中の学生、求職者の皆さま（以下、応募者）に対して、人種、国籍、民族、信条、宗教、障がい等を理由とした差別を行わないことはもちろんのこと、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントといった就活ハラスメントを惹き起こすことがないよう、社員に対して周知、徹底いたします。

1. 就活ハラスメントの定義

弊社では、求職活動及びインターンシップ等に参加する応募者に対して、優越的な地位を背景としたセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等により、応募者の求職活動が阻害される行為を就活ハラスメントと定義いたします。

2. 採用面接、OB・OG 面談時のルール

弊社では、採用面接、OB・OG 面談を実施する際は、以下のルールに沿って行います。

1) 場所

会社施設、学校施設、喫茶店、飲食店の他、その他人事部が認めた施設に限る

2) 時間

原則、始業時間～20 時まで

3) 飲酒、喫煙

禁止

4) 連絡方法

会社支給の携帯電話、メールを使用 ※個人の携帯電話、メールの使用は禁止

5) OB・OG 面談時の活動報告

活動の際は、事前申請および実施報告要

3. 対応方針

弊社では、求職活動中のハラスメントに対する、苦情・相談窓口を設置しています。万が一、弊社社員によるハラスメント行為が疑われる場合、あるいは被害に遭われた場合は速やかにご相談ください。なお、本窓口において取得した個人情報は、ハラスメントに関する事実確認および調査のためにのみ利用し、その他の目的では利用いたしません。また、法令に基づく場合を除き、第三者へ提供することはありません。調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、就業規則に基づき、当該社員に対して厳正な処分を行うとともに、適切な是正措置を実施いたします。

以上